

定期監査の結果に基づく措置

(令和4年2月7日実施)

環境衛生課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、土地使用料の算定方法に誤りがあり過少な使用料を徴していたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い適正な事務処理をされたい。
措置	行政財産の目的外使用許可について、適正な使用料との差額は、令和4年2月10日に先方に説明した後、同日付で納入通知書を作成・送付し、令和4年2月21日に領収済みです。 今後は倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い、適正な事務処理を行います。